

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)の 改訂の内容

I. 趣旨

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の取扱い等の観点から、必要な内容の見直しを行うもの。

II. 改訂の内容

1. 自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤が盛土材料として利用された場合の取扱い 【1.3.2】

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の取扱いについては、以下のとおりとする【表1参照】。

(1) 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例の妥当性について

専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ 10m以浅に分布している土地において、掘削された土壤が盛土材料として利用されている土地であって、次に掲げるものについては、規則第10条の2に基づく調査を行うことと解して差し支えない。

- ① 法施行前（平成22年3月31日以前）に完了した工事で当該土壤が盛土材料として利用された土地
- ② 法施行後（平成22年4月1日以降）に完了した工事で当該土壤が盛土材料として利用された場合であって、当該掘削と盛土が同一の事業で行われたもの又は当該掘削場所と盛土場所の間の距離が900m以上離れていないものである土地

(2) 形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものの該当性について

自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された土地について、次に掲げる場合においては、第二溶出量基準に適合していることを条件に、規則第58条第4項第9号に該当するものと解して差し支えない。

- ① (1)による調査の結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合
- ② 専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壤汚染が深さ 10m以浅に分布していない土地（いずれの深さにも分布していない範囲又は深さ 10mより深部に分布している範囲）において、法施行前（平成22年3月31日以前）に完了した工事で自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合であって、通常の土壤汚染状況調査（以下「基本となる調査」と

いう。)を行った結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合

以下では、上記(2)①又は②に該当し、自然由来の土壌汚染として取り扱うことができる盛土部分の土壌を「自然由来汚染盛土」という。

表 1. 自然由来で汚染された土壌による盛土部分の土壌汚染の取扱い

自然由来で汚染された土壌による盛土部分の位置	自然由来汚染盛土とみなすことのできる範囲	
	改正土壌汚染対策法施行前(平成22年3月31日以前)に盛土工事が完了したもの	改正土壌汚染対策法施行後(平成22年4月1日以降)に盛土工事が完了したもの
盛土部分の土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ10m以浅に分布している土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)	第二溶出量基準に適合するもの	掘削及び盛土が当時の同一事業で行われたもの又は掘削場所と盛土場所の距離が900m以上離れていないものであり、かつ、第二溶出量基準に適合するもの
盛土部分の土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ10m以浅に分布していない(分布していない又は深さ10mより深部に分布している)土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)	第二溶出量基準に適合するもの	なし
公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地の場所	なし	なし

2. 自然由来汚染盛土のおそれがある土地における土壤汚染のおそれの区分の分類【2.3.3】

調査実施者は、自然由来汚染盛土のおそれに対して基本となる調査による試料採取等を行う場合には、表2に示す考え方で土壤汚染のおそれの区分の分類を行う。

表2. 自然由来汚染盛土のおそれがある土地における土壤汚染のおそれの区分の分類の考え方

土壤汚染のおそれの区分の分類	考え方
土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地	自然由来汚染盛土のおそれがある土地であり、調査対象地において当該盛土部分の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明している場合。 あるいは、当該盛土を掘削した調査対象地内の自然地層の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明している場合。
土壤汚染が存在するおそれが少ない土地	自然由来汚染盛土のおそれがある土地であり、盛土材料が採取された土地（調査対象地外）の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明しており、調査対象地では汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合するか不明な場合
土壤汚染が存在するおそれがない土地	自然由来汚染盛土のおそれがない土地

3. 人為的原因による土壤汚染のおそれと自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれの両方がある土地の場合の調査【2.7.1及び2.8.1】

人為的原因による土壤汚染のおそれと自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれの両方がある土地の場合の調査について、図を追加するなどにより、より詳しく記載した。

4. 土壤汚染対策法の適用外となる岩盤【1.1.4及びAppendix-18】

マグマ等が直接固結した火成岩、堆積物が固結した堆積岩及びこれらの岩石が応力や熱により再固結した変成岩で構成された地盤は、岩盤とみなされ土壤汚染対策法の適用外とする。

ここで、固結した状態とは、原位置において指圧程度で土粒子に分離できない状態をいう。